

大阪市告示第902号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休場

施設名	年 月 日
旭プール 旭児童プール 水泳場	令和6年7月1日（月）
	令和6年7月8日（月）
	令和6年7月16日（火）
	令和6年7月22日（月）
	令和6年7月29日（月）

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
旭プール 旭児童プール 水泳場	令和6年7月2日（火）から 同月7日（日）まで	午前9時から 午後6時30分まで
	令和6年7月9日（火）から 同月15日（月）まで	
	令和6年7月17日（水）から 同月21日（日）まで	
	令和6年7月23日（火）から 同月28日（日）まで	
	令和6年7月30日（火）から 同月31日（水）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）